

アルピナ BI 株式会社が発行する石打丸山スキー場のシーズン券利用者は、下記の「注意事項」「ご利用に関する規約」に記載の事項に同意の上、シーズン券をお申込みください。

注意事項

■ICカードの使用方法について

- ・ICカードリフト券は折り曲げたり、強い衝撃を加えたりせずに大切に扱ってください。
- ・カード内のデータが破損した場合はリフトにご乗車できません。なお再発行には手数料（2,000円）が必要となります。
- ・リフト乗車の際にICカードリフト券を携帯し、リフト乗り場ゲートに認識させてご乗車してください。
- ・リフト乗り場のゲートカメラでご本人確認のため撮影を行っています。なおこのデータは本人確認以外での利用はいたしません。

■ご契約、お申し込み時のお願い

- ・必要書類の記入とお支払いの確認をもってご契約成立となります。ご契約成立後の払い戻しは一切いたしません。
- ・本契約はスキー場の営業期間や営業内容を保証するものではありません。少雪、悪天候、自然災害、設備の故障、COVID-19の感染拡大等により、事前に告知することなく営業内容を変更又は中止する場合がございます。
- ・2023年11月30日までにご契約いただいたお客様は、ご契約から1~2ヶ月程度で12月上旬までにICカードリフト券を郵送でお送りいたします。お送りする住所はご契約者本人が受け取れる日本国内住所をご記入ください。12月1日以降のご契約は中央リゾートセンター内インフォメーションカウンターにてお渡しいたします。
- ・同一名義で複数契約は出来ません(お一人様一契約)。
- ・本券の有効期間はご契約成立日から2023-2024ウィンターシーズンの営業期間中に限ります。

2023-2024 シーズン営業予定期間：2023年12月15日～2024年4月7日（ナイター：2023年12月28日～2024年3月9日）

※ハツカ石口、北口の営業期間は2023年12月23日～2024年3月24日まで

■ご利用時のお願い

- ・本券は券面記載のご契約者本人のみ有効です。本券の譲渡、貸与、偽造、またゲートのカメラ撮影を妨げる行為など、不正に使用したと判断できる場合は事前に予告することなくリフト券を無効とさせていただきます。
- ・本券をお持ちでない場合はリフトのご乗車ができません。現地チケット売り場にて当日券をお買い求めください。
- ・紛失した場合は、速やかにスキー場事務所へお申し出ください。なお再発行は手数料（2,000円）が必要となります。
- ・滑走禁止エリア、立ち入り禁止エリアには絶対に侵入しないでください。
- ・スキー場内では「スキー場行動規則」を守り、全ての利用者が気持ちよくお楽しみいただけるようご協力ください。
- ・ペット(子犬・子猫)はペット用キャリーバック等の持ち運びに適切なフタができる容器に入れ、他のお客様に危害および迷惑をおかけするおそれがなければゴンドラのみ一緒に乗車可能です。

■その他

- ・個人情報につきましては石打丸山スキー場で厳重に管理し、警察機関を除く第三者には提供いたしません。
- ・ご契約者本人以外からの契約内容についてのお問い合わせ・お申し出等はお受けできません。

※上記注意事項をお守りいただけない場合や、スキー場のマナーに著しく反する行為、違法行為などが行われた場合は契約を取消しさせていただきます。その際、返金は一切いたしません。

ご利用に関する規約

■スキー場をご利用されるみなさまへ

スキー(スノーボード)は自然の中で楽しむ「スポーツ」であり、スキー場は以下にあるような、特有の様々な危険が潜んでいることをよくご理解・ご承知の上、ご自身の注意により避けるようにしてください。

また、弊社ホームページや場内に掲示されている「危険の告知」と「スキー場行動規則」を厳守し、事故の無いようご利用ください。

- ①雪・風・霧など、天候による危険
- ②がけ、凹凸など、地形による危険
- ③アイスパーン、なだれなど、雪の状況による危険
- ④岩石、立木など、自然障害物による危険
- ⑤リフト施設、建物、雪上車両など、人工の障害物による危険
- ⑥他のスキーヤーとの接触による危険
- ⑦自らの失敗による危険
- ⑧スノーパークの利用に伴う危険

■スキー場行動規則

1. 他人を傷つけたり、おびやかしてはならない。
2. 地形・天候・雪質・技能・体調・混雑等の状況に合わせてスピードをコントロールし、いつでも危険を避けるために止まれるよう、
滑り方を選ばなければならない。
3. 前にいる人の滑走を妨害してはならない。
4. 追い越すときは、その人との間隔を十分にあげなければならない。
5. 滑りだすとき、合流するとき、斜面を横切るときは、上をよく見て安全を確かめなければならない。
6. コースの中で座り込んで서는ならない。せまい所や上から見通せない所では立ち止まることも慎まなければならない。
転んだときはすばやくコースをあけなければならない。
7. 登るとき、歩くとき、止まるときには、コースの端を利用しなければならない。
8. スキーやスノーボードには流れ止めをつけなければならない。
9. 掲示・標識・場内放送の注意を守り、スキーパトロール・スキー場係員の指示に従わなければならない。
10. 事故にあったときは救助活動と通報に協力し、当事者・目撃者を問わず身元を明らかにしなければならない。

一般財団法人日本鋼索交通協会、公益財団法人全日本スキー連盟、公益社団法人日本職業スキー講師協会、全国スキー場安全対策協議会、日本スノーボード協会

※当スキー場では、これらの告知およびスキー場行動規則の軽視・無視による事故には責任を負いかねますので、ご承知おきください。